

通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策上の論点

1 融合の進展に対応した制度について

(1) 設備運用業務と番組編集業務の分離

C S 放送や C A T V において、電気通信役務を利用した放送が制度化され、新規参入や放送の広域化等が進展した。今後、すべての放送事業において、設備運用業務と分離したかたちで番組編集業務を行うことが可能な制度とすることについてどのように考えるか。

(2) 放送役務提供の規制

放送分野において垂直分離による規律を導入する場合、設備事業者が放送役務の提供にあたり、番組編集事業者に対する差別的取扱いや取引拒絶といった競争阻害的な行為を行うおそれを懸念する意見もある。

このため、設備事業者に対するアクセス義務を課したり、番組編集事業の兼業を認めない、設備事業者間の企業結合について異なる伝送路の所有を禁止する、などの事前規制を導入することが考えられるが、それについて競争政策の観点から、どのように考えるか。

(3) 電波の効率的な利用の促進

電波利用の負担については、現在、電波利用料制度の下、通信・放送に関わらず、無線局の免許を受けた事業者に対して、使用する周波数帯幅や無線局の数を踏まえ、電波利用料が課せられている。

通信・放送の融合の進展下において、周波数の割当が既得権益化しないよう電波の非効率な利用を減らす観点から、放送事業者や通信事業者等の営利事業者に対する電波利用の負担のあり方について、どのように考えるか。

2 参入・事業展開に係る規制・制度について

(1) 放送対象地域による制約

地上波放送については、認定持株会社制度の導入により 1 2 の放送対象地域までは放送局の子会社化が認められることになったが、関東広域圏（7 都県）と近畿広域圏（6 府県）の放送事業者を同時に子会社化できない。

また、ローカル局の合併等の特例によりローカル局は、放送対象地域が隣接している場合に、7 放送対象地域までは合併が可能とされているため、

例えば、九州各県の7放送局は合併できるが、中京広域圏（愛知，岐阜，三重）と静岡の放送事業者は合併が認められない。

このような放送対象地域による事業展開の規制のあり方について、競争政策の観点からどのように考えるか。

(2) 外資規制

C S 1 2 4 / 1 2 8 度放送においては、電気通信役務利用放送法の適用を契機に、外資導入を目的として、既存の委託放送認定事業者が電気通信役務利用放送事業者への変更登録を行った事例も見られたところであるが、地上波放送、B S 放送及びC S 1 1 0 度放送に関しては外資規制が残っている。

現在、多チャンネル放送サービス間の競争が進展し、視聴者にとって多様な選択肢が求められているなか、放送メディア間の外資規制の差異が放送事業者の競争に与える影響についてどのように考えるか。

(3) 広告市場を通じた競争促進

放送のデジタル化に伴い、放送の高画質化だけでなく、標準画質によるマルチチャンネル化やデータ放送など多様な放送が可能となり、視聴者の選択の幅が広がると思われる。しかしながら、テレビ広告市場は年々市場規模が縮小しており、番組制作費の確保は困難な状況であるとの指摘がある。

このような状況において、放送事業者が多様な放送を提供していくことを可能としていくために、どのような点に留意する必要があるか。

3 事業に係る規制・制度

(1) 多チャンネル放送における規制の在り方

C S 放送においては、総務省の認定を受けた委託放送事業者の専門チャンネルを放送しなければならないため、プラットフォーム事業者は専門チャンネルの選定・パッケージ化を自らの判断のみで行うことはできない。一方、I P T V や C A T V ではプラットフォーム事業者が放送事業者となり、個別の専門チャンネル事業者と番組供給契約を結び、自らの判断のみで専門チャンネルのパッケージ化等を行っている。

このように、多チャンネル放送間で規制が異なる状況にあるが、競争政策の観点からは、制度見直しにあたりどのような点に留意すべきか。

(2) 再送信に係る裁定制度の有無

地上テレビジョン放送の再送信については、平成18年の著作権法改正以降、有線テレビジョン放送のほか、IPTV等の電気通信役務利用放送によっても実施されるようになっている。

放送法体系上は、有線テレビジョン放送に関しては地上テレビジョン放送の再送信の同意に係る協議が調わなかった場合に、総務大臣による裁定を申請できることとなっている。しかしながらIPTV等の電気通信役務利用放送についてはこのような紛争処理スキームは整備されていない。

両者の制度の違い及び裁定制度の活用について、どのように考えるか。

4 著作権の取扱い

(1) 有線放送とIPTVの著作権法上の違い

IPTVは、電気通信役務利用放送法の定めるところにより放送法体系において放送の一形態とされているが、著作権法においては、放送・有線放送に含められず、VODと同様に自動公衆送信として扱われている。

自主放送に係る権利の許諾に関しては、専門チャンネル事業者がIPTVにチャンネル供給する場合、既に有線放送に番組を供給している場合であっても、改めて原権利者からの許諾を必要とする。

また、放送の同時再送信に係る権利の許諾に関して、CATVが区域外同時再送信を行う場合は、放送事業者の同意のみが必要であるが、地域限定の困難なIPTVの場合は、放送事業者の同意のほか、著作権隣接権者の許諾が必要となっている。

このように、CATVとIPTVとの取扱いに違いがあるが、今後の通信・放送の融合状況も踏まえ、競争政策の観点からどのように考えるか。

5 その他の検討事項

上記1～4のほか、放送分野の規制・制度について競争政策の観点から検討すべき事項はあるか。